

公立大学法人福島県立医科大学中期目標

平成18年4月1日

福 島 県

はじめに

公立大学法人福島県立医科大学は、医療人の育成、医学と看護学の分野における研究と研究者の育成、保健医療の提供等を通じて、医学・看護学の発展に寄与するとともに、県民の保健・医療・福祉の向上に貢献することを使命とする。

この使命を達成するため、公立大学法人福島県立医科大学の基本目標を次のように定め、理事長のリーダーシップの下、役員会、経営審議会、教育研究審議会等の法人内組織や教職員が相互に緊密な連携を図りながら、法人を挙げてその実現を目指す。

(基本目標)

- 1 医学部、看護学部の特徴を生かした密な連携を推進し、教育、研究、保健・医療・福祉、地域貢献等の領域で一層の充実を図る。
- 2 人間性豊かな高い倫理観と多様な資質を有し、課題発見・解決能力と高度な実践的能力を備えた医療人を育成する。
- 3 独創的で質の高い研究を推進し、医学・看護学の発展とより高度な研究能力を持つ研究者の育成を図り、国際的に高い水準の研究機関となることを目指す。
- 4 高度先進医療と過疎・中山間地域を含む地域医療の拠点として病院機能の高度化に努めるとともに、全人的・統合的な保健医療を提供する。
- 5 社会に開かれた大学として地域社会に貢献するとともに、研究、教育を通して国際交流を推進する。

また、公立大学法人の運営に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

(基本姿勢)

- 1 公立大学法人としての特性を生かした個性的かつ持続的発展可能な大学創りに努める。
- 2 学生が大学及び本県の将来にとって貴重な財産であるとの視点に立って教育・研究の質の向上に努めるとともに、患者、県民の立場に立ってサービス向上に努める。
- 3 情報を積極的に公開することにより、県民に対する説明責任を果たす。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり学部、研究科を置く。

学 部	医学部 看護学部
研究科	医学研究科 看護学研究科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士課程

- (ア) 医学又は看護学に関する専門的な知識及び技術を身に付け、社会に貢献できる人材を育成する。
- (イ) 人間の生命の尊厳を深く理解できる感性、調和と統一のとれた豊かな人間性・協調性を育て、医療従事者としての使命感、責任感、倫理観を育成する。
- (ウ) 広い視野に基づく適切な判断力、自発的探究能力、論理的思考能力、説得力のある表現能力及び国際的なコミュニケーション能力を培い、創造的知性を育成する。
- (エ) 地域保健・医療に貢献する熱意を備えた人材を育成する。
- (オ) 新卒者の医師国家試験の合格率95%以上、保健師国家試験の合格率95%以上、看護師国家試験の合格率100%を目指す。

平成13年度から平成16年度の平均合格率

医師国家試験 95%

保健師国家試験 94%

看護師国家試験 99%

イ 大学院課程

- (ア) 医学又は看護学に関する高度な専門的知識及び技術とともに、新たな分野に踏み込み問題を解決するための研究・応用能力並びに教育者としての資質を有する人材を育成する。
- (イ) 創造性、独自性豊かな研究活動を通じて国際的に活躍できる人材を育成する。
- (ウ) 地域保健・医療を担うリーダーを育成する。
- (エ) 社会に開かれた大学院として広く門戸を開放し、地域の医療水準向上に寄与する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 入学者受入方針及び入試制度

(ア) 学士課程

- a 大学の教育理念等に基づく入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を公表する。
- b 医学・看護学への修得意欲、目的意識を持った人材を確保するため、時代のニーズに応じた選抜を実施する。

(イ) 大学院課程

- a 大学の教育理念等に基づく入学者受入方針を公表する。
- b 優秀な人材の確保と社会に開かれた大学院を目指し、最近の医学・看護学を学び直す機会(リカレント教育)の提供など、広い範囲にわたって入学者を募集する。

イ 入学定員

地域医療を担う医師不足の現状を踏まえ、医学部入学定員数の増加と県内からの推薦枠の拡大に向けた取組みを進める。

ウ 教育課程

(ア) 学士課程

a 医学部

最新の医学的知識と技術を有する倫理性豊かな医師を育成するため、総合科学、生命科学・社会医学、臨床医学が融合し、回帰的かつ発展的に展開する6年一貫らせん型カリキュラムの充実、発展を図る。

b 看護学部

実践的なヒューマン・ケアリングを身に付けた優れた看護専門職を育成するため、基礎系、専門基礎系、看護学専門各科目の充実を図る。

c 医学部と看護学部を併せ持つという特色を生かし、チーム医療への意識を醸成するとともに、学習の動機付けと課題探求・問題解決能力を育成するため、総合科学、生命科学・社会医学、臨床医学、看護学が融合した総合教育科目の充実を図る。

(イ) 大学院課程

a 専門的な知識・技術を高度化させるとともに、関連する諸分野についても造詣を深めさせる教育を行う。

b 国際的かつ学際的な高度の研究活動が可能となるように配慮する。

エ 教育方法

(ア) 学士課程

a 学生の創意工夫を尊重し、学生が意欲的、主体的に学ぶ環境を整える。

b 早期から臨床医学も含めた総合教育を行うなど、学習意欲の向上を図る。

c 人間性豊かな高い倫理観を持つ医療人を育成するため、効果的な授業、学習指導を行う。

(イ) 大学院課程

各研究科の特性に応じて高度の専門教育を実施できるような効果的な授業を行う。

オ 学生の成績評価

(ア) 学士課程

a 公正、厳密な成績評価を実施する。

b 認知領域(注1)・精神運動領域(注2)・情意領域(注3)のバランスを考慮する。

注1 知識、理解、論理的思考力など

注2 運動技能、操作技術など

注3 興味、関心、意欲など

(イ) 大学院課程

公正、厳密な成績評価と学位論文審査を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の配置

教育方法・教育内容等の改善・充実を図るため、教職員の配置を弾力的に行う。

イ 教育環境の整備

効果的な学習を行うため、必要な施設・設備、資料・情報を整備する。

ウ 教育活動の評価

自己点検・評価や学生による授業評価など適切な評価を行う。

エ 教育の質の向上に結び付けるための評価結果の活用

教育活動の評価結果や学生の成績評価を授業内容・授業方法改善に活用するなど、組織的に教育の質の向上を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

ア 学生の学習支援

学生一人ひとりの学習意欲を高めるため、それぞれの学生の違いに配慮して実施する。

イ 学生の生活支援

(ア) 快適な学生生活を実現するための環境を整備する。

(イ) 学生の課外活動を支援する。

(ウ) 留学生・社会人を含めた学生の生活支援体制を構築する。

ウ 学生の就職支援

(看護学部)

就職支援体制を整備し、就職希望者の就職率100%を目指す。

平成13年度から平成16年度の就職希望者の平均就職率 98%

2 研究に関する目標

(1) 研究の水準及び研究の成果等に関する目標

ア 目指すべき研究水準

(ア) 医学及び看護学の領域において国際的水準の研究を行う。

(イ) 保健・医療・福祉における課題の解決を目指す研究を行う。

イ 研究成果の社会への還元

先端的な研究や地域の要請にこたえる研究活動を展開し、大学の知を地域に還元するとともに、産業界や理工系の学部等を有する大学等との連携を深め、保健・医療・福祉の向上に貢献する。

ウ 研究の水準及び研究成果の検証

研究成果の国際的水準に対する到達度や地域社会への貢献度を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 研究者等の配置

(ア) 目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるように、柔軟に研究者を配置する。

(イ) 学部や分野の違いを越えて取り組む独創性のあるプロジェクト研究を育成、推進する。

イ 研究環境の整備

- (ア) 多様なニーズにこたえる研究を支援するための組織・システムを整える。
- (イ) 研究成果を知的財産として管理・運用し、社会に貢献する。

ウ 研究活動の評価

- (ア) 研究活動の評価を行う体制を整備し、研究経過や研究成果の評価と情報公開を進める。
- (イ) 研究の地域・社会への貢献度を評価尺度の一つとする。
- (ウ) 公正、公平、透明な評価を行う。

エ 研究の質の向上に結び付けるための評価結果の活用

- (ア) 研究活動に対する評価結果を活用し、教員の研究活動の改善を図る。
- (イ) 優れた研究活動を行っている教員に対し、資金等の配分を行う。

3 地域貢献に関する目標

(1) 教育研究における地域社会や県政との連携・協力

- ア 地域の保健・医療施設等との連携により、健康で安心して暮らせる地域社会の実現と活性化を目指す。
- イ 県における政策形成を積極的に支援するとともに、県の各種施策との連携・協力を進める。
- ウ 会津大学を始めとする地域の国公立大学等との連携・支援を推進する。

(2) 地域医療の支援

- ア 地域の実情やニーズに応じた医師の確保を積極的に支援する。
- イ 大学病院と県立拠点病院を中核とした地域医療に関する支援システムを活用する。
- ウ 医師・看護師等医療従事者の生涯教育と地域医療に関する支援システムとの融合を目指す。

(3) 地域保健の支援

- ア 地域の健康の保持・増進を担う医師・看護師等の能力向上を支援する。
- イ 自治体等が行う保健・医療・福祉に関する調査、研究等に積極的に参加、支援する。

(4) 産学官連携の推進

- ア 産学官連携の推進を大学の社会的役割と位置付け、産学官連携を積極的に推進する。
- イ 県内の企業、研究機関等との研究協力の連携を進め、その成果を地域に還元する。

(5) 地域貢献の評価

地域貢献を法人の使命として適切に評価する。

4 国際交流に関する目標

(1) 国際交流の推進

世界を視野に入れた教育、国際水準の研究を行うため、外国の大学等との交流・連携・協力活動を推進する。また、国際貢献にも積極的に参加する。

5 大学附属病院に関する目標

(1) 教育・研究

新しい医療、より良い医療の創造を目指し、優れた医療従事者の育成と先進的な医療の研究・開発を推進する。

(2) 医療の質の向上

特定機能病院の役割を踏まえ、高度で先進的な良質の医療を提供できるよう、病院機能の充実を図る。

(3) 患者の安全管理

患者本位の安全で安心な医療の提供に努める。

(4) 地域連携

県内の病院・診療所との連携を重視し、本県医療の中核的役割を果たす。

(5) 運営

病院長の専任化等迅速な意思決定ができる運営体制を築き、人的及び物的資源の適切な配置を行い、安定的かつ効率的な経営に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 効果的な組織運営

理事長のリーダーシップが発揮できるよう、組織運営体制を点検、整備する。

(2) 戦略的な学内資源配分の実現等

ア 大学が果たす使命に応じて、組織や人員配置の弾力化を図る。

イ 教育研究に対し、全学的な視点から戦略的な資源配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

(1) 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等

ア 教育研究の進歩や社会的要請等の変化に対応するため、学部・大学院・附属病院等の教育研究組織を弾力的に設計、改組する。

イ 組織見直しに当たっては、各組織及び個人の教育研究成果に対する評価と大学及び医学・看護学の将来の展望を踏まえ行う。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 人材の確保

水準の高い教育、研究、保健・医療に資する優れた人材を確保するため、多様な任用制度の検討・導入を進める。

(2) 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築

教育活動、研究活動、保健・医療活動、社会貢献、大学運営など教職員の業務内容に応じた評価システムと評価結果を任用、給与に反映させる人事システムを構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

(1) 事務組織の機能・編成の見直し

ア 事務職員の大学運営・企画への積極的参加を推進する。

イ 専門知識・能力を有する人材を育成、確保する。

(2) 事務処理の効率化・合理化

ア 各種事務の集中化・情報の電子化等により、事務処理の簡素化・効率化を図り、事務組織、職員配置の再編・合理化を推進する。

イ 業務の外部委託を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金の確保と附属病院収入及びその他の自己収入の増加に努める。

2 経費の節減に関する目標

すべての経費について、効率的、効果的な執行に努め、特に管理に関する経費については徹底した見直しを行い、経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

教育研究、地域貢献に資するため、資産の適切な管理を行うとともに、その有効活用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標

県から交付される運営費交付金を主たる財源として運営される公立大学法人にふさわしい教育研究を展開して目標を達成し、その到達度を公表することにより県民に対する説明責任を果たす。

1 自己点検・評価の実施

(1) 教育、研究、管理運営、地域貢献等の活動を自己点検・評価する。

(2) 評価基準等を作成し、学内外に周知・公表する。

2 第三者評価の実施

(1) 第三者評価を実施することで、評価の客観性を高める。

(2) 評価結果は、学内外に公表する。

3 評価結果の活用

(1) 評価結果を活用し、大学運営の改善を図る。

(2) 評価結果に対応した教員の研修を実施する。

(3) 評価結果に基づく大学の対応等に関し、情報公開を推進する。

第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標

1 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報公開・提供、広報

(1) 県民に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保する。

(2) 教育・研究活動等の成果について積極的に情報発信し、社会への還元を図る。

第7 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

大学の施設設備は、教育研究活動及び患者サービスの基盤であることから、環境、ユニバーサルデザインに配慮した適切な維持・管理、計画的な整備・改修を行う。

2 健康管理・安全管理に関する目標

- (1) 教職員・学生の心身両面の健康管理、事故・災害の未然防止のための安全管理体制を確立し、働きやすく学びやすい環境作りを推進する。
- (2) 災害時に大学の資源を地域に還元できるよう、日ごろから地域や関係機関との連携を図る。